

2020年10月9日

各位

会社名 株式会社加地テック
代表者 代表取締役社長 鈴木 博士
(コード番号 6391 東証二部)
問い合わせ先 人事総務部長 中塚 利幸
電話(072)-361-0881

反訴の提起に関するお知らせ

当社は、2018年10月1日付「当社に対する訴訟の提起に関するお知らせ」にてお知らせいたしました、株式会社神戸製鋼所が当社に対して、2018年9月18日付で提起した訴訟について、同社に対し、以下のとおり、2020年10月9日付で反訴を提起しましたのでお知らせいたします。

記

1. 反訴に至るまでの経緯

当社は韓国 OCI Company Ltd. (以下、「OCI社」) 向けにポリシリコン製造用圧縮機一式を納入する契約において、一部の圧縮機(HCL ABSORBER COMPRESSOR 5台)を株式会社神戸製鋼所(以下、「神戸製鋼所」)に発注し、当社は主契約者として神戸製鋼所製の圧縮機をOCI社に納入しました。

納入済5台の内2台について2015年3月に稼働が開始されましたが(以下、「本件稼働圧縮機」)、同年6月から7月頃、本件稼働圧縮機のピストン部分に不具合が発生したことから(以下、「本件不具合」)、応急措置及び恒久対策を講じました。

その後、神戸製鋼所は、恒久対策に要した部品代金及び工事代金の支払等を求めて当社に対し訴訟(以下、「本件訴訟」)を提起しました。(以上の事実は、2018年10月1日付「当社に対する訴訟の提起に関するお知らせ」にて開示しております。)

これに対し、当社は、本件訴訟において、本件不具合の原因と責任は神戸製鋼所であり、神戸製鋼所から請求されている恒久対策に関する費用は当社に支払義務はないと当社の正当性を主張しており、現在も係争中です。

一方、本件不具合に対する応急措置について当時、神戸製鋼所は当社の注文書がないと実施しないと主張しました。応急措置は緊急に講じる必要があったので、当社・神戸製鋼所間で本件不具合の原因と責任の所在に関する合意に至らないまま、当社はやむなく応急措置等実施の為に注文書を発行し、関連代金を神戸製鋼所に支払いました。

また、2016年3月に神戸製鋼所により実施された恒久対策（本件訴訟で神戸製鋼所が当社に支払を求めているもの）については、当該恒久対策実施の数か月後から不具合が再び発生しました。しかし不具合再発にもかかわらず神戸製鋼所は、当該不具合の修補を完遂しなかったため、当社は顧客のOCI社に対する主契約者としての責務を果たす為、2016年9月より、当社独自の技術を基に、当社が神戸製鋼所に代わって神戸製鋼所製の圧縮機を手直しするという「当社による恒久対策」を実施しました。尚、「当社による恒久対策」は既に完了しております。

当社は、現在進行中の本件訴訟において、2015年3月の本件稼働圧縮機の稼働開始後に発生した本件不具合の原因と責任に限らず、2016年3月に実施された「神戸製鋼所による恒久対策」後に再発した不具合の原因と責任についても明らかに神戸製鋼所にあると判断するに至りましたので、応急措置等に関わり当社が神戸製鋼所に支払った金額の賠償、及び神戸製鋼所に代わって実施した「当社による恒久対策」に要した費用の賠償を求める反訴を2020年10月9日に提起したものです。

2. 反訴を提起した裁判所及び年月日

- (1) 裁判所：東京地方裁判所
- (2) 提起日：2020年10月9日

3. 反訴を提起した相手の概要

- (1) 名称：株式会社神戸製鋼所
- (2) 所在地：神戸市中央区脇浜海岸通二丁目2番4号
- (3) 代表者の職・氏名：代表取締役社長 山口 貢

4. 反訴の内容

- (1) 内容：損害賠償請求
- (2) 請求金額：金1億524万7801円及びこれに対する反訴状送達の日翌日から支払い済みまで年3%の割合による金員

5. 今後の見通し

本件訴訟及び本件反訴が当社の今後の業績に与える影響につきましては、現時点で見通すことは困難であり、今後開示すべき事項が発生した場合には適時開示致します。

以上